

気象警報発令時及び公共交通機関不通時の医学部医学科専門科目に係る授業・試験の取扱い

(平成 16 年 11 月 11 日 医学研究科医学教授会承認)

(平成 22 年 7 月 8 日医学研究科医学教授会一部改正)

(平成 26 年 10 月 9 日医学研究科医学教授会一部改正)

気象警報が発令された場合又は公共交通機関が不通の場合、学生の事故防止のため、医学部医学科専門科目の授業・試験を次のとおり取り扱う。

1. 授業の休止、試験の延期

① 下記(1)又は(2)の場合は、授業を休止し、又は試験を延期する。

(1) 京都市又は京都市を含む地域に特別警報、暴風警報が発令された場合、又は次の

(イ)、(ロ)のいずれかに該当する場合

(イ) 京都市営バスが全面的に不通の場合

(ロ) JR 西日本（京都発着の在来線）、阪急電車（河原町・梅田間）、京阪電車（出町柳・淀屋橋間又は中之島間）、近鉄電車（京都・西大寺間）のうち、いずれか3交通機関以上が全面的又は部分的に不通の場合

(2) 医学部長の判断による場合

② 授業・試験開始後に上記(1)又は(2)の事態が生じた場合は、授業を休止し、又は試験を延期する。

2. 特別警報、暴風警報の解除、公共交通機関の運行再開に伴う授業・試験の実施

特別警報、暴風警報が解除された場合、又は公共交通機関の運行が再開された場合は、以下の基準により授業・試験を実施する。

① 午前 6 時 30 分までに解除・運行再開の場合 1 時限から実施

② 午前 10 時 30 分までに解除・運行再開の場合 3 時限から実施

3. 特別警報、暴風警報の発令・解除、公共交通機関の運行の確認・周知

① 特別警報、暴風警報の発令・解除及び公共交通機関の運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道機関の報道による。

② 1 時限開始後に上記 1 ①の事態が生じた場合は、掲示等により周知する。

附 記

この取扱いは、平成 16 年 11 月 11 日から施行する。

附 記（平成 22 年 7 月 8 日医学研究科医学教授会一部改正）

この取扱いは、平成 22 年 7 月 8 日から施行する。

附 記（平成 26 年 10 月 9 日医学研究科医学教授会一部改正）

この取扱いは、平成 26 年 10 月 9 日から施行し、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。